

築上町不当要求行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の事務事業に係る不当な要求行為又は職員に対する暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織的な取り組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不当要求行為等」とは、本町の公正な職務の遂行を損ない、又は損なうおそれがある次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 暴行、脅迫その他これに類する行為により、不当な要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由なく、職員に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により、職員に身の安全への不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求若しくは法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 職員の職務遂行に支障をきたす長時間にわたる一方的な面談又は電話への応対を強要する行為
- (6) 職員に対し、その職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為
- (7) 職員の採用その他の人事に関し、特定の処分その他の行為を要求する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（非常勤職員を含む。）並びに同条第 3 項に規定する特別職の職員のうち町長、副町長及び教育長をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、常に町民の福祉の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

- 2 職員は、不当要求行為等に対して、複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当要求行為等に対して、これを拒否しなければならない。

(発生時の措置)

第4条 職員は、不当要求行為等を受けたときは、その事実を記録し、直ちに所属長及びこれらに相当する職にある出先施設の長（以下「所属長等」という）に報告しなければならない。

2 職員は、他の職員が不当要求行為等を受けていることを認知したときは、直ちにその旨を所属長等に報告しなければならない。ただし、当該不当要求行為等により他の職員の身体に急迫した危険が生じているときは、直ちに警察への緊急通報その他適切な措置を講じた後に報告するものとする。

3 所属長等は、同条前2項の規定による報告を受けたとき又は不当要求等が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるときは、直ちに相手方に対し注意若しくは警告を発し、退去を命じ、又は警察への通報その他必要な措置を講じなければならない。

（町民等の責務）

第5条 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

（発生事案の報告）

第6条 所属長は、不当要求行為等があったときはその内容を記録し、直ちに不当要求行為等報告書（様式第1号）により次条に規定する築上町不当要求行為等対策委員会委員長に報告しなければならない。

（不当要求行為等対策委員会）

第7条 不当要求行為等の対策を統括するため、築上町不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会に委員長、副委員長をおき、委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充て、委員は課長及び局長等の職にある者をもって充てる。

3 対策委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集して議長となる。緊急その他やむを得ないときは、副委員長をもって開催することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

5 対策委員会は、第3項の規定による会議を開催する際は、速やかに調査を行い、対応対策、対応方針を協議し、委員長はその結果を町長に報告するものとする。

（所掌事務）

第8条 対策委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 不当要求行為等に対する対応方針及び事後措置の協議検討
- (3) 不当要求行為等に関する未然防止及び啓発
- (4) その他対策委員会が必要と認める事項

（不当要求行為等の行為者への法的措置等）

第9条 町長は、対策委員会の報告に基づき、必要があると認めるときは、不当要求行為等の行為者に対する警告、捜査機関への告発、仮処分の申請、訴えの提起その他必要な法的措置を講じるものとする。

2 町長は、競争入札の参加資格を有する業者の役員、使用人その他の従業者が不当要求行為等の行為者である場合は、別に定めるところにより当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講じるものとする。

(警察との連携)

第10条 町長は、不当要求行為等に対して、警察と相談・連携して対応するものとする。

(職員の保護)

第11条 町長は、職員が第6条の規定に基づく報告を行ったことにより、不当要求行為等の行為者等から不当な権利侵害を受けることのないよう、必要な配慮を行うとともに、当該職員が不当な権利侵害を受けた場合には、警察、関係機関への連絡、弁護士のあっせん、その他必要な措置・援助をするものとする。

(事務)

第12条 対策委員会の事務は、総務課において行う。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。